

藤岡市農業委員会
令和4年第4回
定例会議事録

令和4年4月5日招集

令和4年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和4年4月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 25号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (なし)

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時30分)

- 事務局次長 ただ今より令和4年第4回定例会を進行させていただきます。
最初に議案書の削除をお願いします。6ページ整理番号9番について、4月4日付で申請者より取下の申請がありましたので、削除してください。それでは本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、隣の小会議室を用意しております。1班の委員さんは移動をお願いします

ます。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第4回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6番折茂（新一）委員、8番関根委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第20号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第20号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第20号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第20号整理番号1番については申請のとおり決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第20号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第20号整理番号2番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時43分)

(再開14時22分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、中のHさんが、新規就農するため、中の農地1筆、714㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。整理番号2番は、中のHさんが、新規就農するため、白石の農地1筆、2,315㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上、報告を終わります。

議長

議案第21号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号2番は許可と決定します。続きまして2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は、上大塚のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上大塚の農地2筆、1,245㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第21号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、上戸

塚のAさんが、上戸塚の農地を通路用地として転用するもので、面積は106㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第22号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありました
が、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号1番
について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号1番は許可と決定しま
す。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願い
します。

2班班長 報告いたします。議案第22号農地法第4条の規定による許可申請につい
て、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は、市外
のOさんが、上大塚の農地を露天資材置場用地として転用するもので、面
積は10㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査において
は、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。
以上報告を終わります。

議長 議案第22号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありました
が、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第22号整理番号2番
について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第22号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は859㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は459㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は2,568.43㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、以前に転用許可された隣接地について、申請通りに転用されていないため保留と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、鬼石の農地を使用貸借で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、面積は294㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、藤岡のTさんが、浄法寺の農地を売買で取得し、庭用地として転用するもので、面積は74㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第23号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

折茂高弘委員 保留とした経緯について詳しく教えてもらえませんか。

1 班班長 今回申請された土地に挟まれた形になる土地なのですが、そこは以前に同一申請者が同一目的で転用許可がなされました。しかし、現在は現場事務所として使用されています。今回の申請も露天駐車場用地として申請されていますので、同じことを繰り返されてしまう危険があります。以前に転用を許可した場所について目的通りに転用が実行されるまでは、保留にすべきと下審査では決定いたしました。

議長 暫時休憩

(休憩 14:58)

(再開 15:05)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号3番については保留とし、事務局に確認していただき、継続審議することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号3番は保留と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは、整理番号6番から8番の3件です。整理番号6番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,844㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、森のEさんが、下戸塚の農地を使用貸借で借り受け、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は497㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、下栗須のTさんが、下栗須の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は312㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第23号整理番号6番から8番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第23号整理番号8番は許可と決定します。続きまして、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第24号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第25号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第25号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書13ページの1番から6番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第25号農用地利用配分計画(案)1番から6番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第25号農用地利用配分計画(案)1番から6番については、そのように決定します。次に議案書13ページの7番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第25号農用地利用配分計画(案)7番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第25号農用地利用配分計画(案)7番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に議案書13ページの8番と9番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第25号農用地利用配分計画(案)8番と9番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第25号農用地利用配分計画(案)8番と9番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に13ページの10番から16ページの50番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第25号農用地利用配分計画(案)10番から50番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第25号農用地利用配分計画(案)10番から50番については、そのように決定します。続きまして、報告第7号・8号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長

ただ今、報告第7号・8号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第4回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15時16分)